

**『社会保険の実務相談（令和3年度）』
お詫びと訂正**

本書におきまして、以下のように誤りがございました。読者の皆様にはお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。

中央経済社

該当箇所	誤	正
P3 上から 10 行目	…1000 分の 120 までの範囲 で…	…1000 分の <u>130</u> までの範囲 で…
P185 上から 16～19 行目	(c) 名目手取り賃金変動 率が…… 1 を基準としま す。	削除
P185～186 上から 27 行目 (P185) から上から 2 行目 (P186)	(c) 次に掲げる場合にお ける…… 1 を下回るとき… 1	
P185 上から 23～24 行目	……原則として、物価変動 率を基準とします。	……原則として、物価変動 率 <u>(物価変動率が名目手取 り賃金変動率を上回るとき は、名目手取り賃金変動率)</u> を基準とします。
P253 上から 10 行目	④ 昭和 30 年 4 月 1 日以前 に…	④ 昭和 <u>40</u> 年 4 月 1 日以前 に…
P279 上から 13～15 行目	名目手取り賃金変動率が… … 1 を基準とします。	削除
P279 上から 21～26 行目	次に掲げる場合における… … 1 を下回るとき…… 1	
P279 上から 19 行目	……原則として、物価変動 率を基準とします。	……原則として、物価変動 率 <u>(物価変動率が名目手取 り賃金変動率を上回るとき は、名目手取り賃金変動率)</u> を基準とします。